

**静岡県告示第106号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年2月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
修善寺天城湯ヶ島線	伊豆市日向字公栗山981番の1から 伊豆市佐野字梶山482番まで	令和2年2月25日